

令和6年12月

お客さま各位

はばたき信用組合

「未利用口座管理手数料」の新設および未利用口座の解約について

平素より、はばたき信用組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

当組合では、令和7年3月1日から長期間ご利用のない普通預金口座を「未利用口座」としてお取扱いし、「未利用口座管理手数料」をご負担いただくことといたしました。

この度の取扱いは、「未利用口座」の不正利用による被害を防止するためのものであり、対象となるお客様には口座管理にかかる費用の一部をご負担いただくこととなりますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、対象口座の残高が手数料金額以下となる場合には、残高全額を手数料に充当のうえ、口座を解約させていただきます。

なお、「未利用口座」は、あくまでも2年以上の長期間にわたりご利用のない普通預金口座を対象とするものであり、日常的にお預入れまたは払戻し、口座振替等のお取引をされている口座が対象となることはございません。

今後もサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

未利用口座管理手数料及び口座自動解約について

取扱開始日	令和7年3月1日（土）
未利用口座となる口座	最後の預入れまたは払戻しから2年以上、一度も預入れまたは払戻しがない普通預金口座が対象となります。 ※通帳記帳、普通預金利息の入金、本手数料の引落しは除きます。 ※総合口座・決済用普通預金を含みます。
対象外となる口座	・残高が10,000円以上の口座 ・定期性預金、個人向け国債、保険等の指定口座 ・融資取引（カードローン契約を含む。）がある場合の返済指定口座
手数料額	年間1,320円（税込） ※日頃のお預入れやお引出し、口座振替等でご利用いただいているお客様の口座が本手数料の対象となることはございません。
未利用口座に関する取扱い	①未利用口座の対象となるお客様には、お届けのご住所に「ご案内」を発送いたします。なお、「ご案内」が延着または到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ②ご案内の発送後、一定期間（約3ヶ月）を経過しても口座のご利用または解約がない場合、本手数料を引落します。 ③未利用口座の残高が、本手数料金額に満たない場合、口座残高全額をもって手数料に充当のうえ、対象口座を自動的に解約いたします。 ④一旦お支払いいただいた本手数料は、返却いたしません。 また、本件で解約した口座の再利用はできません。

【本件に関するお問合せ先：お客様相談室 TEL 0120-400-103】